

船舶事故調査報告書

令和元年10月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成31年4月28日 07時45分ごろ
発生場所	広島県江田島市能美島 ^{のうみ} 北西方沖（奈佐美瀬戸） 中ノ瀬灯標から真方位177°680m付近 （概位 北緯34°15.9′ 東経132°22.5′）
事故の概要	プレジャーボート ^{のぶ} 信丸は、南西進中、また、漁船 ^{しょうかく} 章福丸は、船首を南西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 章福丸は、船長が負傷し、船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷を生じ、また、信丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和元年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 信丸、3.4トン 220-22907広島、個人所有 9.33m(Lr)×2.54m×0.89m、FRP ディーゼル機関、199kW、平成18年3月 B 漁船 章福丸、0.6トン HS3-43509（漁船登録番号）、個人所有 5.07m(Lr)×1.79m×0.69m、FRP ディーゼル機関、20kW（動力漁船登録票による）、昭和59年5月25日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 45歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年5月16日 免許証交付日 平成30年2月19日 （令和5年7月24日まで有効） B 船長B 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月23日 免許証交付日 平成26年10月2日 （令和元年11月15日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約4.8m/s、視界 良好 海象：海上 平穩、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 約0.5ノット（kn）の南西流
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣りの目的で、平成31年4月28日06時00分ごろ広島県廿日市市所在の係留施設を出航し、大奈佐美島東岸沖の釣り場に向かった。</p> <p>A船は、釣り場に到着して釣りをを行い、船長Aが、07時30分ごろ釣りポイントを移動することとし、能美島豪頭鼻南西方沖の釣りポイントに向かったが、釣れそうにないと思ってUターンし、別の釣りポイントを探しながら航行していた。</p> <p>船長Aは、操舵室右舷側にある操縦席に腰を掛けて操船に当たり、奈佐美瀬戸を手動操舵により北東進中、櫓石西方沖に釣り船を見たので、この付近が釣れると思い、Uターンして櫓石に向かうこととし、右転して増速しながら南西進を始めたところ、船首部に衝撃を感じ、右舷方にB船が見え、B船と衝突したことを知った。</p> <p>A船は、B船に寄せた後、船長Aが、船長Bに声を掛けてけがの様子などを尋ねたところ、船長Bの帰航したい旨の意志から、B船に伴走して広島県広島市似島に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、04時00分ごろ、似島西岸の船溜まりを出航し、大奈佐美島南方沖の漁場に向かった。</p> <p>B船は、漁場に到着し、船長Bが、中ノ瀬付近で釣りを行っていたが、潮目が変わって釣れなくなったので、06時30分ごろ能美島岸根鼻西方沖に漁場を移動し、船首を南西方に向け、主機を中立運転として漂泊を始めた。</p> <p>船長Bは、船尾部左舷側で、船首方を向いて腰を掛け、左舷側に釣り竿を出した姿勢で一本釣りを開始し、時々周囲を見渡していたところ、右舷方に北東進するA船を視認したが、奈佐美瀬戸を通過してB船から離れていくと思い、左舷方に顔を向けて釣りを続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、後方から機関音が段々と大きく聞こえてきたので、後方に顔を向けた直後、07時45分ごろ、B船の船尾部にA船の船首部が衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃でうつ伏せ状態になり、顔面及び左大腿部を打った。</p> <p>B船は、船長Bが、船長Aから声を掛けられたが、自力での航行が可能な状況だったので、帰航する旨を伝え、似島の船溜まりに向かった。</p>

	<p>船長Bは、一時帰宅した後、フェリーで広島市宇品港に渡り、船長Bの家族の車で広島市内の病院に行き、左大腿打撲・血腫及び第2腰椎圧迫骨折と診断された。</p> <p>船長Bの家族は、17時10分ごろ携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、本事故時、櫓石西方沖の釣り船に意識が向いていて、B船がいることに気が付いていなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、A船の速力が約7～15kn(対地速力、以下同じ。)になると、船首が浮上して正船首左舷方約8°から右舷方約12°までの範囲に死角が生じるので、高さの低いB船を衝突前に認めることができなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、一本釣り漁を行う際、ふだんから約10分毎に周囲を確認しており、接近する他船に気付いた場合、早めに主機を使って衝突を避ける動作を行っていた。</p> <p>船長Bは、B船の高さが低くて他船から見えにくい場合もあるので、約3mの棒を立てて、目立つ色の旗を掲げていれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、奈佐美瀬戸において、増速しながら南西進中、船長Aが、約7～15knの速力により船首死角が生じた状態で航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、奈佐美瀬戸において、船首を南西方に向けて一本釣り漁を行いながら漂流中、船長Bが、右舷方に北東進するA船を視認したものの、奈佐美瀬戸を通過してB船から離れていくと思い、左舷方を向いて一本釣りをを行いながら漂流を続けたことから、Uターンして船尾方から接近する状態となったA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、奈佐美瀬戸において、A船が増速しながら南西進中、B船が船首を南西方に向けて漂流中、船長Aが、船首死角が生じた状態で航行を続け、また、船長Bが、左舷方を向いて一本釣りをを行いながら漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船首浮上による死角が生じる船舶の船長は、高さの低い船舶を見落とさないよう、船首を左右に振るなど、こまめに死角を補う操

	<p>船を行うとともに適切な見張りを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・釣りを行いながら漂泊する場合においても、適切な見張りを行って接近する他船の早期発見に努めること。・高さの低い船舶は、3 m以上の高さのポールや釣り竿^{さお}を利用し、目印となる旗を掲げるなどして他船からの視認性を高める工夫をすることが望ましい。・船長は、事故後、速やかに海上保安庁に通報すること。
--	--

